

各私立学校設置者 様

埼玉県総務部長 小野寺 亘  
(公 印 省 略)

「平成 28 年度以後の監査報告書等における留意点について（通知）」の一部改正に  
ついて

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、経常費補助金を受ける学校法人（法附則第 2 条第 1 項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。以下同じ。）で知事を所轄庁とするものは、貸借対照表その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を知事に届け出ることとされ、さらに同条第 3 項の規定に基づき、計算書類には公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされております。

届出の方法については、平成 28 年 3 月 28 日付け学事第 1567 号総務部長通知「平成 28 年度以後の各年度の監査報告書等における留意点について（通知）」においてお示ししているところですが、このたび、「デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日公布）による公認会計士法の改正等を受けて、本通知 5 の（2）「届出方法等について」を下記のとおりと改めますので、通知します。

記

（2）届出方法等について

- ア 計算書類は学校法人会計基準の第一号様式から第十号様式の順序とすること。なお収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第十号様式の後に追加すること。
- イ 公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が紙媒体である場合には、当該監査報告書（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を監査証明の対象となった計算書類の前にとじ込み、原本を紙媒体で届け出ること。この場合の計算書類の用紙は日本工業規格 A 4 版に統一すること。ただし、資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合はこの限りでない。
- ウ 公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電子署名のあるものを必要とすること。）と監査証明の対象となった計算書類を一体の電子ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出ること。
- エ 収支予算書は計算書類とは別につづり（電子形式の場合は、別のファイルとして）、届け出ること。

担当 学事課高等学校担当 幼稚園担当 専修各種学校担当 検査指導担当 電話 048-830-2565
--